

宇和島市議会災害対応方針

1 趣旨

宇和島市（以下「市」という。）において地震等の災害が発生した際に、市議会及び市議会議員が迅速かつ適切な対応を図るため、具体的な対応方針を定める。

2 議会の役割

議会は、地震等の災害が発生した際には、宇和島市災害対策本部（以下「市本部」という。）と連携し、災害情報の収集に努めなければならない。そのため、議会は、宇和島市議会災害対策会議設置要綱（以下「要綱」という。）に基づき、宇和島市議会災害対策会議（以下「議会災害対策会議」という。）を設置し、要綱第4条の各項目の役割を担うものとする。

3 議員の役割

議員は市民の代表として、市民の信託に的確に応える議会の一員であるとともに、一市民としての立場にもある。更に、地震等の災害が発生した直後においては、地域の一員としての活動を果たす役割が強く求められる。災害時においてこのような役割を担うため、議員は以下のとおり行動する。

- （1）議会災害対策会議からの参集指示があるまでは、各々の地域において人命救助等の救援活動に積極的に参加し、市民の安全確保と応急対応に努めるなど、地域における活動に従事する。
- （2）地域活動などを通して、市が集めることができない地域の災害情報などを収集し、議会災害対策会議に報告する。
- （3）議会災害対策会議から伝達された情報は、必要に応じて市民に伝達する。
- （4）議会災害対策会議からの情報提供や参集指示に速やかに対応できるよう、連絡態勢を常時確保する。
- （5）災害発生時に適切な行動をとれるよう、日頃より災害対応に関する知識の習得や災害に備えた準備及び訓練に努める。

4 事務局の役割

議会災害対策会議が設置された際は、市議会事務局が以下の事務を担う。

- （1）議員の安否確認を行い、市本部及び議員へ情報を伝達する。
- （2）市本部において収集した情報を、必要に応じて議会災害対策会議に提供する。